

建設工事等競争入札心得

(趣 旨)

第1. この心得は、北秋田市が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等(以下「建設工事等」という。)の請負及び委託契約並びに物品調達、役務提供に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めたものである。

(法令等の遵守)

第2. 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、北秋田市財務規則並びにこの心得、入札公告、指名競争入札執行通知書、現場説明(閲覧を含む)事項及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共事業を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

(施工条件等の熟知)

第3. 入札参加者は、現場説明あるいは閲覧により、契約担当者から明示された仕様書、設計書及び図面等による施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(入札への参加者)

第4. 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、指名を取消されている者。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者。

(入札保証金)

第5. 入札参加者は、入札前に現金又は北秋田市財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合がある。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の辞退)

第6. 入札参加者は、入札の執行の完了(落札者の決定)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては入札辞退届(別紙様式)を契約担当者に持参又は郵送により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取り止め等)

第7. 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執

行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第8. 次の各号の一に該当する者は、入札執行者により、入札執行の場所から退場させられる場合がある。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏の行動をなす者

(入札)

第9. 入札参加者は入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、入札書を提出又は入札箱へ投入しなければならない。

2 代理人に入札をさせるときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札書の金額の記載については、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は、10%に相当する額を除いた金額とすること。

(入札書の書換等の禁止)

第10. 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換または撤回をすることができない。

(無効の入札)

第11. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足ある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 記名押印を欠く入札及び入札書の記載事項が脱落、若しくは不明瞭で判読できない入札並びに金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 予定価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る金額を記載した者の行った入札
- (9) 再度入札を行った場合に直前の入札における最低価格以上の金額で行った入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第12. 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第13. 建設工事、製造の請負については、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格

の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、建設コンサルタント等については、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面により、その旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14. 入札執行者は落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第15. 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は 2回までとする。

2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第11各号の規定により入札を無効とされた者

(2) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札をした者

3 第6及び第7の規定は再度の入札の場合に準用する。

(契約保証金)

第16. 落札者は、契約書の提出と同時に、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一(役務的保証にあつては請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

(4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 履行保証保険契約の締結

(契約書の提出)

第17. 契約書又は請書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

(異議の申立)

第18. 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第19. 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

2 建設工事において、落札者は建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 20 条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

附則

この心得は、平成 17 年4月 15 日から施行する

この心得は、平成 25 年4月 1 日から施行する

この心得は、平成 26 年4月 1 日から施行する

この心得は、平成 30 年4月 1 日から施行する

この心得は、令和元年 10 年1日から施行する

この心得は、令和7年4月 1 日から施行する